

## 宮城県公報

発行  
宮城県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

## 告示

○指定管理者の指定	(社会福祉課)	一
○生活保護法による医療機関の指定	(同)	一
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(同)	三
○指定管理者の指定(四件)	(障害福祉課)	三
○農用地利用集積等促進計画の認可	(農業振興課)	四
○家畜伝染病の発生	(家畜防疫対策室)	四
○県営土地改良事業変更計画の縦覧	(農村振興課)	四
○保安林の指定の解除の予定	(森林整備課)	四
○保安林の指定施業要件の変更の予定	(同)	四
○建設業の営業の停止	(事業管理課)	五
○都市計画区域の変更	(都市計画課)	六
○都市計画事業の事業計画変更の認可	(同)	六
○財政状況の公表	(財政課)	六
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(二件)	(契約課)	六
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告(二件)	(特別支援教育課)	七
○警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則		一一
○宮城県公安委員会告示(宮城県公安委員会等に係る手続等のうち電子情報処理組織を使用して行うことのできる手続等)について		一二

## 告示

○宮城県告示第七百九十九号  
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。  
令和五年十二月二十二日

宮城県知事 村井嘉浩

## 一 公の施設の名称

みやぎハートフルセンター

## 二 指定した団体の名称及び所在地

## 1 名称

みやぎハートフルセンター管理運営共同事業体

## 2 構成員の名称及び所在地

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 仙台市青葉区上杉一丁目二番三号

同和興業株式会社 仙台市青葉区一番町四丁目六番一号仙台第一生命タワービルディング

## 三 指定の期間

令和六年四月一日から令和九年三月三十一日まで

## ○宮城県告示第七百九十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療機関として次のとおり指定した。  
令和五年十二月二十二日

宮城県知事 村井嘉浩

名称	所在地	指定年月日
大泉記念病院	白石市福岡深谷字一本松五番地一	令和五年九月一日
石巻市夜間急患センター	石巻市蛇田字西道下七一番地	令和四年十二月一日
おいで薬局	石巻市相野谷字飯野川町六四一	令和五年十月一日

調剤薬局ツルハドレッジ 宮城白石店	広瀬歯科医院	おおぬまクリニック	気仙沼薬局いちごとま と店	カワチ薬局気仙沼店	カメイ調剤薬局気仙沼店	ししおり調剤薬局	くろさわ脳外科画像診断 クリニック	公益財団法人宮城厚生協 会坂総合病院	響調剤薬局	有限会社星薬局	かづま歯科クリニック	木村歯科医院	佐藤内科医院	薬局はまかせ	クスリのアオキ船迫薬局	ヤマザワ調剤薬局富谷成 田店	しばや薬局	平田歯科クリニック	たまき歯科
白石市大手町一八	白石市西益岡町一〇一	白石市延命寺北一六	気仙沼市赤岩平貝八四一	気仙沼市赤岩杉ノ沢二一	気仙沼市赤岩杉ノ沢九番地一	気仙沼市東八幡前二七〇一	塩竈市錦町六一三二	塩竈市錦町一六一五	石巻市蛇田字北経塚一八一七	石巻市中央二一九一	石巻市鹿妻南一丁目一三一六	石巻市中央二一〇一	石巻市茜平四一〇四	宮城郡七ヶ浜町湊浜字升形四二番地五	柴田郡柴田町西船迫二丁目八番地七	富谷市成田一丁目六一八	栗原市築館高田二丁目一八一三一	栗原市栗駒岩ヶ崎上小路一二番地	岩沼市館下三丁目二二七
令和五年十一月一日	令和五年十一月一日	令和五年十一月一日	令和五年十一月一日	令和五年十一月一日	令和五年十一月一日	令和五年十一月一日	令和五年十一月一日	令和五年十一月一日	令和五年十一月一日	令和五年十一月一日	令和五年十一月七日	令和五年十一月一日	令和五年十一月一日	令和五年十一月一日	令和五年十一月一日	令和五年十一月一日	令和五年十月一日	令和五年十一月一日	令和五年十一月一日

大山医院	新仙台湾鈴木診療所	つばめ薬局	浅生原クリニック	もみのき薬局	七ヶ宿町国民健康保険診 療所	仙台調剤薬局鹿島台店	佐々木耳鼻咽喉科クリニ ック	一般財団法人片倉病院	森歯科医院	合資会社鈴木薬局	川井歯科医院	加藤第二歯科医院	とめ調剤薬局	佐藤歯科医院	医療法人社団佐幸医院	ハッピー薬局	医療法人金上仁友会金上 病院	医療法人本多友愛会仙南 病院	金沢内科胃腸科
加美郡加美町北町二一八一	宮城郡七ヶ浜町境山二七一四	巨理郡山元町浅生原字田中二四一	巨理郡山元町浅生原字日向二〇二	巨理郡巨理町逢隈中泉字中二三一	刈田郡七ヶ宿町関一八三	大崎市鹿島台平渡字東要害二二三	大崎市古川南町四一三三	大崎市古川浦町一三三七	東松島市赤井字新川前三三一六	栗原市栗駒岩ヶ崎六日町一六	栗原市瀬峰長者原四〇三	栗原市若柳字川北新中谷地一九八一	登米市迫町佐沼字錦三一	登米市豊里町新田町一五八一三	登米市迫町佐沼字錦一〇	多賀城市笠神一六一二七	角田市角田字田町二三三	角田市角田字牛館一六	名取市小山二二三二
令和五年十一月一日	令和五年十一月一日	令和五年十一月一日	令和五年十一月一日	令和五年十一月一日	令和五年十一月一日	令和五年十一月一日	令和五年十一月一日	令和五年十一月一日	令和五年十一月一日	令和五年十一月一日	令和五年十一月一日	令和五年十一月一日	令和五年十一月七日	令和五年十一月一日	令和五年十一月一日	令和五年十一月一日	令和五年十一月一日	令和五年十一月一日	令和五年十一月一日

鈴木診療所	加美郡加美町宮崎字屋敷五番二一―二	令和五年十一月十五日
高橋医院	大崎市岩出山字上川原町二四の三	令和四年一月一日

○宮城県告示第七百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

令和五年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
桃生齒科医院	石巻市桃生町中津山字四軒前一八一―一	令和五年十月十四日

○宮城県告示第七百九十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和五年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

宮城県介護研修センター及び宮城県船形の郷

二 指定した団体の名称及び所在地

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

仙台市青葉区上杉一丁目二番三号

三 指定の期間

令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第七百九十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和五年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

宮城県障害者福祉センター

二 指定した団体の名称及び所在地

社会福祉法人宮城県障がい者福祉協会

仙台市宮城野区幸町四丁目六番二号

三 指定の期間

令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第七百九十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和五年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

宮城県障害者総合体育センター

二 指定した団体の名称及び所在地

社会福祉法人宮城県障がい者福祉協会

仙台市宮城野区幸町四丁目六番二号

三 指定の期間

令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第七百九十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和五年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

宮城県視覚障害者情報センター

二 指定した団体の名称及び所在地

公益財団法人宮城県視覚障害者福祉協会

仙台市宮城野区幸町四丁目六番二号宮城県障害者福祉センター内

三 指定の期間

令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第七百九十七号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和五年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用集積等促進計画の概要

別冊一のとおり

二 認可年月日

令和五年十二月二十二日

○宮城県告示第七百九十八号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和五年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 家畜伝染病の種類

ヨ―ネ病

二 畜種

牛(黒毛和種)

三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数

患畜 一頭

四 発生の場所又は区域

登米市

五 発生年月日

令和五年十二月十一日

六 患畜の取扱

法令殺

○宮城県告示第七百九十九号

県営上沼地区土地改良事業(区画整理事業)変更計画を定めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和五年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和五年十二月二十二日から令和六年一月二十六日まで

三 縦覧場所

栗原市役所

○宮城県告示第八百号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する旨、農林水産大臣から通知があった。

令和五年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

伊具郡丸森町字関場五四の二(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

一般送配電事業用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁(水産林政部森林整備課)及び丸森町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第八百一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する旨、農林水産大臣から通知があった。

令和五年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 2 大崎市（次の図に示す部分に限る。）  
保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

- 二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
大崎市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
大崎市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

- 三1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
大崎市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百二二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

令和五年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分をした年月日

令和五年十二月二十二日

二 被処分者の商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名 株式会社阿部工務店 阿部 泰丞	主たる営業所の所在地 巨理郡巨理町荒浜字水神六十二	建設業許可番号 （宮城県知事許可） 特一四 第千四百四十二号
--------------------------------------	------------------------------	---

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

建設業に関する営業のうち公共工事に係るもの

2 営業停止期間

令和六年一月九日から二月二十二日までの四十五日間

四 処分の原因となった事実

株式会社阿部工務店は、少なくとも過去五年間において、負債額等の数値を偽った決算書を作成し、その数値を用いて経営事項審査の申請を行った。当該虚偽申請に基づいて得た経営事項審査結果通知書を用いて、宮城県の入札参加資格を得た。

このことは、建設業法第二十八条第一項第二号に該当する。

○宮城県告示第八百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同条第一項の規定により、大崎広域都市計画区域を次のとおり変更した。

令和五年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画区域の名称

大崎広域都市計画区域

二 都市計画区域の変更に係る土地の区域

1 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

大崎市 古川柏崎字新出羽街道の一部

2 都市計画区域から除外する土地の区域

加美町 下多田川字新中ノ町の一部

○宮城県告示第八百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和五年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

大河原町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙南広域都市計画下水道事業

2 名称

大河原町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

変更なし

四 事業地

1 収用の部分

昭和五十二年宮城県告示第六十五号、昭和五十五年宮城県告示第九十三号、昭和五十八年宮城県告示第七百六十八号、昭和六十三年宮城県告示第九百九十二号、平成二年宮城県告示第五百一十二号、平成三年宮城県告示第九百二十号、平成五年宮城県告示第六百一十一号、平成九年宮城県

告示第四百五十四号、平成十二年宮城県告示第七百四十九号、平成十六年宮城県告示第四百二十一号、平成二十年宮城県告示第九百号、平成二十二年宮城県告示第四百九十一号、平成二十四年宮城県告示第二百三十八号、平成二十八年宮城県告示第三百三十五号及び平成三十年宮城県告示第三百七十号の事業地に大河原町大谷字稗田前の一部の区域を加える。

2 使用の部分

変更なし

公 告

○財政状況の公表に関する条例（昭和三十九年宮城県条例第二十三号）第二条第一項の規定により、県の財政状況を別冊二のとおり公表する。

令和五年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和五年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る建設工事の名称（仮）大谷川浜小積浜トンネル工事（令和四年度県債社道防安一九一五〇五〇一〇一号）

二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 宮城県出納局契約課 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和五年十月十七日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 安藤ハザマ・橋本店・木村土建特定建設工事共同企業体

代表者 株式会社安藤・間東北支店 宮城県仙台市青葉区一番町一丁目三番一号

五 落札金額 三十五億二千三百万円（消費税及び地方消費税を除く。）

六 契約の相手を決した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和五年六月二十日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和五年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る建設工事の名称 佐沼高校舎等改築工事（その一）（令和五年度債務教一〇一―一）
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 宮城県出納局契約課 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和五年十月十一日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 戸田・橋本店・渡辺土建特定建設工事共同企業体 代表者 戸田建設株式会社東北支店 宮城県仙台市青葉区一番町二丁目三番二十二号
- 五 落札金額 二十二億九千二百万円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 六 契約の相手を決した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和五年六月十三日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和五年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
  - 1 調達案件及び数量 宮城県立秋保かがやき支援学校スクールバス運行業務① 一式
  - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - 3 履行期間 令和六年四月一日から令和八年三月三十一日まで
  - 4 履行場所 宮城県立秋保かがやき支援学校通学区内
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
  - 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であることを。
  - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は9により登録申請を行い、開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
  - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
  - 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

- 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

- (一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

- (二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は、暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

- (三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

- (四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

- 8 地方自治法施行令第六十七条の五の二の規定に基づき知事が定める次の資格を有する者であ

ること。

(一) 宮城県を営業区域とする道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号) 第四条第一項の規定による許可を受けた者

(二) 過去三年以内に、本件と同種の十二箇月以上継続する運行業務の受託実績を有する者

(三) 県税に未納がない者

(四) 消費税及び地方消費税に未納がない者

(五) 健康保険法(大正十一年法律第七十号) 第四十八条、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号) 第二十七条及び雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号) 第七条の規定による届出義務を履行している者(当該届出義務がない者を除く。)

9 物品調達等に係る競争入札参加業者登録

入札に参加しようとする者で、本調達案件の公告時に宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録のない者は、本県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約管理班(〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二一三三三五)へ令和六年一月十七日(水)午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 宮城県物品等電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁特別支援教育課整備計画班(電話〇二二二二一三三三三)

3 入札説明書の交付期限

令和六年一月十七日(水)午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、令和六年一月十二日(金)まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合

宮城県物品等電子調達システム(以下「システム」という。)により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和六年一月二十三日(火)午前九時から令和六年一月二十五日(木)午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合

書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和六年一月二十五日(木)午後五時までの間に必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和六年二月一日(木)午前九時から令和六年二月五日(月)午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和六年二月五日(月)午後五時必着

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到着するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

(一) 日時 令和六年二月六日(火)午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県行政庁舎十六階 教育委員会会議室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条、第百十三条及び第百十四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札



者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 入札書には、業務履行期間全体の業務委託料総額を記載すること。なお、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 この入札に係る調達案件は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約として複数年にわたる業務履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったときは、契約書の定めにより契約を解除することができる。

10 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Services to be Procured : School bus service (1) for Miyagi Prefectural Akiu Kagayaki Special Needs School (one set)

2 Contract Period : From April 1, 2024 to March 31, 2026 (24 months)

3 Deadline for Bid Submission : February 5, 2024 (Mon.) 5 : 00 pm.

4 Contact Information : Kazuo Hanada, Maintenance and Planning Section, Special Support Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture, 980-8423, Japan. Tel.: 022-211-3432 (Japanese Only)

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和五年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県立秋保かがやき支援学校スクールバス運行業務② 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 令和六年四月一日から令和八年三月三十一日まで

4 履行場所 宮城県立秋保かがやき支援学校通学区域内

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は9により登録申請を行い、開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」とい

う。第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は、暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 地方自治法施行令第六十七条の五の二の規定に基づき知事が定める次の資格を有する者であること。

(一) 宮城県を営業区域とする道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第四条第一項の規定による許可を受けた者

(二) 過去三年以内に、本件と同種の十二箇月以上継続する運行業務の受託実績を有する者

(三) 県税に未納がない者

(四) 消費税及び地方消費税に未納がない者

(五) 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第七十五号）第二十七条及び雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第七条の規定による届出義務を履行している者（当該届出義務がない者を除く。）

9 物品調達等に係る競争入札参加業者登録

入札に参加しようとする者で、本調達案件の公告時に宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録のない者は、本県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三三五）へ令和六年一月十七日（水）午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 宮城県物品等電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加をする者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号  
宮城県教育庁特別支援教育課整備計画班（電話〇二二一二一一三四三二）

3 入札説明書の交付期限  
令和六年一月十七日（水）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、令和六年一月十二日（金）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査  
(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合  
宮城県物品等電子調達システム（以下「システム」という。）により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和六年一月二十三日（火）午前九時から令和六年一月二十五日（木）午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合  
書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和六年一月二十五日（木）午後五時までの間に必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等  
(一) システムを用いて入札する場合  
入札期間 令和六年二月一日（木）午前九時から令和六年二月五日（月）午後五時まで

(二) システムを用いて入札する場合  
入札期間 令和六年二月一日（木）午前九時から令和六年二月五日（月）午後五時まで

(三) システムを用いて入札する場合  
入札期間 令和六年二月一日（木）午前九時から令和六年二月五日（月）午後五時まで

(四) システムを用いて入札する場合  
入札期間 令和六年二月一日（木）午前九時から令和六年二月五日（月）午後五時まで

(五) システムを用いて入札する場合  
入札期間 令和六年二月一日（木）午前九時から令和六年二月五日（月）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和六年二月五日(月) 午後五時必着

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到着するよう提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出するものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

(一) 日時 令和六年二月六日(火) 午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県行政庁舎十六階 教育委員会会議室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条、第百十三条及び第百十四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 入札書には、業務履行期間全体の業務委託料総額を記載すること。なお、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に二円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 この入札に係る調達案件は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約として複数年にわたる業務履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったときは、契約書の定めにより契約を解除することができる。

10 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Services to be Procured : School bus service (2) for Miyagi Prefectural Akiu Kagayaki Special Needs School (one set)

2 Contract Period : From April 1, 2024 to March 31, 2026 (24 months)

3 Deadline for Bid Submission : February 5, 2024 (Mon.) 5 : 00 pm.

4 Contact Information : Kazuo Hanada, Maintenance and Planning Section, Special Support Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture 3-8-1 Honcho, Aobaku, Sendai City, Miyagi Prefecture, 980-8423, Japan, Tel.: 022-211-3432 (Japanese Only)

### 公安委員会

○宮城県公安委員会規則第13号

警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月22日

宮城県公安委員長 庭野 賀津子

警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則

警察署の下部機構に関する規則(昭和29年宮城県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第2 (第3条関係)	駐在所の名称及び位置	別表第2 (第3条関係)	駐在所の名称及び位置		
警察署名	名称	警察署名	名称	位置	
	(略)		(略)		
	(略)		黒川郡大郷町中村字益地	1番地	
大和警察署	大郷駐在所	大和警察署	大郷駐在所	1	
	(略)		(略)		

(略)

(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○宮城県公安委員会告示第164号

宮城県公安委員会等における情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成30年宮城県公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）の規定により、宮城県公安委員会等に係る手続等のうち、電子情報処理組織を使用して行うことのできる手続等を次のとおり定め、令和6年1月4日から施行する。ただし、2-(2)及び別表遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）の項の規定は、令和6年2月1日から施行する。

なお、これに伴い、宮城県公安委員会等に係る手続等のうち、電子情報処理組織を使用して行うことのできる手続等（令和4年宮城県公安委員会告示第153号）は、令和6年1月4日をもって廃止する。  
令和5年12月22日

宮城県公安委員長 庭野 賀津子

1 規則第4条第1項第2号に規定する別に定める申請等は、別表の左欄に掲げる法令等に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規定に基づき申請等とする。

2 規則第4条第3項ただし書に規定する措置は、別表の左欄に掲げる法令等に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規定に基づき申請等を行う場合において、次の各号に掲げるいずれかの措置とする。

- (1) 不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下この2において同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）の用に供される電気通信設備のうち当該申請等の用に供する部分（以下この2において「申請部分」という。）をインターネットにおいて識別することができる文字、番号、記号その他の符号であって、申請等を行う者の電子メールアドレス（特定電子メールアドレスの適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第3号に規定する電子メールアドレスをいう。）ごとに異なるものとなるように、有効期間を定めて割り当てられるもの（以下この2において「ワンタイムURL」という。）を受信し、当該ワンタイムURLを用いて申請部分に接続する措置
- (2) あらかじめ付与された識別符号及び暗証符号を用いて申請部分に接続する措置
- 3 規則第6条の場合において、規則第4条の規定により申請等を行う者は、書面等（規則第6条に

規定する部分に限る。）を提出しようとするときは、公安委員会等が指定する文字、番号又は記号その他の符号を明らかにしてしなければならない。

4 規則第7条第1項第2号に規定する別に定める処分通知等は、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項（同項ただし書の規定による申請に限る。）の規定に基づき処分通知等とする。

5 規則第11条第1項の公安委員会等が定めるものは、別表の左欄に掲げる法令等に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規定に基づき申請等を行う場合において、規則第4条第2項の規定により氏名又は名称を入力し、又は送信することとする。

別表

法 令 等	規 定
道路交通法 (昭和35年法律第105号)	第74条の3第5項 第78条第1項、第4項及び第5項
道路交通法施行規則 (昭和35年総理府令第60号)	第5条第1項 第8条第1項 第8条の5第1項
宮城県道路交通規則 (平成13年宮城県公安委員会規則第1号)	第7条第3項 第16条
古物営業法施行規則 (平成7年国家公安委員会規則第10号)	第14条の2
警備業法 (昭和47年法律第117号)	第9条 第10条第1項 第16条第2項及び第3項 第17条第2項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則 (平成3年国家公安委員会規則第4号)	第17条第1項
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律 (平成28年法律第9号)	第10条第3項
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 (平成13年法律第57号)	第8条第1項
遺失物法施行規則 (平成19年国家公安委員会規則第6号)	第26条 第28条第2項及び第3項（第1号イ及び第2号イを除く。） 第31条第1項 第32条 第33条第1項 第41条